

前橋市戸籍総合システム及び
戸籍コンビニ交付システム構築委託事業に係る
提案依頼書

令和 8 年 7 月
前橋市

1 事業名

前橋市戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム構築委託事業

2 事業目的及び取り組み方針

前橋市（以下「当市」という。）では、戸籍総合システムの運用コストが上昇傾向にあり、現行の運用経費水準を踏まえた経費の適性化が課題となっています。

また、市民の生活の多様化によって時間や場所を問わない証明書の交付窓口が求められています。

こうした背景を元に、戸籍総合システムを再調達し戸籍コンビニ交付システムを導入することで、市民の利便性向上・行政サービスの向上を目的に本事業へ取り組みます。

3 提案内容

（１）本事業における調達範囲

本事業における調達範囲は、資料１「調達範囲イメージ」を参考として、必要となるハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェアを導入すること。

（２）提案書

次の表で示す項目について、項番順に提案・取組方針を提案すること。

項番	項目	記載依頼事項
1	全体概要	・本事業に対する考え方 ・本事業の目的、現状の課題に対する提案 ・ライフサイクルコストの削減または財源確保を行える取り組みの提案 ・当市とのコミュニケーション方法、手段の提案
2	実施体制	・本事業における業務遂行体制図の提案（様式５） ・プロジェクト管理の考え方
3	導入実績	・他自治体への導入実績（様式６へ記載すること）
4	業務機能	・戸籍総合システムのサービス構成 ・提案する戸籍総合システムの機能全般について ・コンビニ交付システムにおける証明発行サーバ及び住記システムとの連携
5	データ移行	・データ移行の実績、スケジュール、作業工程、作業内容の理解度、想定される課題への対応
6	システム構成/ セキュリティ対策	・全体構成、クラウド構成 ・処理方式 ・性能及び拡張性 ・セキュリティ要件
7	操作研修/ マニュアル作成	・導入時の操作研修、利用マニュアルの内容

8	運用保守/サポート体制	・運用時の保守体制 ・運用保守のコストの削減内容または手法に係る提案 ・将来の制度改正または標準仕様書改版時の費用負担に係る提案 ・個人情報扱う職員の教育状況に関する提案
9	追加提案	・将来を見据えた追加提案

(3) 本事業に係る見積書

ア 見積書作成にあたっての留意事項

(ア) 別紙「前橋市戸籍総合システム及び戸籍コンビニ交付システム構築委託事業に係る要求仕様書」(以下「要求仕様書」という。)に本事業全体の事業内容を記載する。要求仕様書に基づき、各業務における見積額を記載すること。

(イ) 見積書及び内訳は以下のとおりとする。

①戸籍総合システム導入・設計業務

②戸籍コンビニ交付システム導入・設計業務

③戸籍総合システム運用・保守業務(運用開始から5年の60月分)

運用保守・業務については、以下経費を含んでいます。

・ソフトウェア利用料

・ソフトウェア保守料

・クラウド利用料(ガバメントクラウド及び独自クラウド含む。)※1

・運用管理補助

・回線利用料※2

・ハードウェア保守料

④戸籍コンビニ交付システム運用保守・業務(運用開始から5年の60月分)

⑤今後5年間で予定している戸籍総合システムにおけるバージョンアップ費用※3

⑥過去5年分の制度改正対応費用※4

※1 ガバメントクラウド利用料を積算する際には、1ドル換算160円で計算してください。

※2 回線を敷設する場合は、回線の通信速度は、20Mbps(帯域保障)としてください。

※3 バージョンアップ費用には、令和8年7月24日時点で予定されている将来の法改正対応や標準仕様書改版対応、ガバメントクラウドへの移行経費を含めるものとします。

※4 過去5年分の制度改正対応費用については、(様式2)概算見積の別シートの「制度改正一覧」に記載の事業ごとの費用を記載した上で、様式2の概算見積額の費用欄に事業の総額を記載してください。

(ウ) クライアント端末、生体認証機、プリンタ及びスキャナ等については、当市で現在利用している機器を使用することを前提とするが、利用できない機器がある場合は、本調達の範囲外とし、見積もりには含めず、参考として別途見積書を提出してください。

(4) 本事業の全体スケジュール

提案依頼書

提案にあたっては、実施要領４－（１）で示す契約期間の具体的な工程を示すこと。

※１ 本事業の全体スケジュールについては提案事業者が作業内容、作業期間を明らかにした上で提案すること。

※２ 合意したスケジュールに基づきWBSを作成し、月次単位で当市へ進捗を報告すること（事業者内で共有されるドキュメントと同一であること。）。

（５）非機能要件一覧（様式７）

標準化システムに求められる非機能要件の標準に従い、クラウドサービス（ガバメントクラウド、独自クラウド）によるシステム基盤の構築や運用を要求するものである。

提案者は、各非機能要求グレード用シートに記載されているメトリクスに対し、提供する選択レベル及び選択レベルに対しての対応方針について提案すること。

（６）本事業における戸籍総合システムを稼働させる環境

ア ガバメントクラウドを利用する場合

ガバメントクラウドを利用する場合は、国が求めるモダン化を前提に戸籍総合システムが稼働するために環境を準備すること。

イ ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する場合

ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する場合は、ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した上で、戸籍総合システムの稼働に必要なハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェアを準備すること。

（７）本事業におけるデータ移行の考え方

本事業におけるデータ移行については、現行の事業者の抽出条件に基づきデータ移行を行うことを踏まえ、データ移行経費を算出すること。

なお、抽出条件については、要求仕様書を前提に算出すること。

（８）他システムとのデータ連携

要求仕様書６－１①(4)他システムとのデータ連携を踏まえ、作業内容を確定し、経費を算出すること。

（９）業務場所

本事業における業務場所は、以下のとおりとする。

ア 前橋市役所本庁舎及び支所・市民サービスセンター等の外部施設

イ 提案事業者の社内（様式５に記載された従事者を雇用する事業者の社内を含む。）

ウ 日本国内のデータセンター

（１０）作業時間帯

業務時間外に行わなければならない作業や障害対応などを除き、（９）のＡで行う作業の実施時間帯は、原則として平日業務時間内（８時３０分～１７時１５分）とする。

（１１）電源工事

当市の本庁舎側の電源工事は不要とする。

４ その他

本提案依頼書に記載のない事項で本業務を進めていく上で必要な事項は、当市と受

提案依頼書

注者とで協議の上進めていくこととする。